



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 東京自働機械製作所  
代表者名 取締役社長 市川 孝  
(コード番号 6360 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役 前田 臣一  
(TEL. 03-3866-7171)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 87 号、以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。
- ① 単元未満株式についての権利(変更案第 11 条) 単元未満株式について行使することが出来る権利を定めるものであります。
  - ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし規定(変更案第 17 条) 株主総会の招集に際し、株主の皆様のご利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。
  - ③ 取締役会決議の省略(変更案第 30 条) 取締役会をより機動的・効率的に運営するために、「会社法」第 370 条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。
  - ④ 取締役・監査役の実任免除(変更案第 33 条、第 44 条) 「会社法」の施行に伴い、一定の限度において取締役・監査役の損害賠償責任を免除することが出来るものとする規定であります。
  - ⑤ 社外監査役の実任限定契約(変更案第 44 条 2 項) 「会社法」の施行に伴い、社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。
  - ⑥ 会計監査人の選任等(変更案第 6 章 第 46、47 条) 会計監査人が会社の機関とされたことから、取締役、監査役と同様、会計監査人の選任及び任期、報酬等についての定めを設けるものであります。

(2) 「会社法」及び「整備法」の施行に伴い、新たに定款に定め置く事が必要とされた事項について、以下の項目を新設するものであります。

- ① 機関（変更案第4条）
- ② 株券の発行（変更案第8条）

(3) その他「会社法」の条文に合わせた用語の変更・規定の整理や、規定の新設、削除に伴う章及び条文数の変更、その他一部字句の整理を行なうものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日（水曜日）

以 上

## 定款新旧対照表

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社東京自働機械製作所と称し、英文ではTOKYO AUTOMATIC MACHINERY WORKS, LTD. とする。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 2 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種機械及び装置の製作設計加工修理販売</li> <li>2. 各種工場設備類の設計工事請負</li> <li>3. 不動産の賃貸</li> <li>4. 前各号の事業に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4,000万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(条文順位を移動)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社東京自働機械製作所と称し、英文ではTOKYO AUTOMATIC MACHINERY WORKS, LTD. とする。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 2 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種機械及び装置の製作設計加工修理販売</li> <li>2. 各種工場設備類の設計工事請負</li> <li>3. 不動産の賃貸</li> <li>4. 前各号の事業に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>取得</u>することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第 9 条 当社の発行する株券の種類については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 株式の<u>名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録手続、その他株式の取扱に関する諸手続並びに手数料に関する事項</u>については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株式につき、<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株主の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、諸届出の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録手続、その他株式に関する事務は名義書換代理人換に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第10条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に挙げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(第9条に移動)</p> <p>(第13条へ移動)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は株式につき、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
--	---

<p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めのある場合の外、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告を行い臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(条文順位を移動)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 株主総会は、定時臨時の2種とし、定時総会は毎年6月、臨時総会は必要に応じ随時、招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主義決権の過半数を以てこれを決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。</p>	<p>(規定削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社は、定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づきあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
--	--

(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
<p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主の代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して会社に保存する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p>
<p>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、現取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、現取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>
<p>(条文順位を移動)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>(役付取締役)</p>	<p>(役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議を以て、取締役会長1名、取締役社長1名と専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</p>	<p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>(代表取締役)</p>	<p>(代表取締役)</p>
<p>第21条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、これを選任する。</p>	<p>第25条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名と専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p>(第24条へ移動)</p>
<p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>

<p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令または定款で定める事項のほか、当会社の業務の方針その他重要事項について決定する。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p><u>第28条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会は、法令または定款で定める事項のほか、当会社の業務の方針その他重要事項について決定する。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第32条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第33条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第34条</u> 取締役会に関しては法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p><u>第35条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>
--	---

<p>(監査役の選任方法)  <b>第29条</b> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)  <b>第30条</b> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)  <b>第31条</b> 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集者及び議長)  <b>第32条</b> 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)  <b>第33条</b> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の権限)  <b>第34条</b> 監査役会は監査役全員で構成され、法律に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第35条</b> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <b>第36条</b> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(監査役の報酬)  <b>第37条</b> 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の選任方法)  <b>第36条</b> 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、決議を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)  <b>第37条</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)  <b>第38条</b> 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。  (規定削除)</p> <p>(監査役会の招集通知)  <b>第39条</b> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の権限)  <b>第40条</b> 監査役会は監査役全員で構成され、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第41条</b> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <b>第42条</b> 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名捺印する。</p> <p>(監査役の報酬)  <b>第43条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
--	---



<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第45条 監査役会に関しては法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任および任期)</p> <p>第46条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益金処分)</p> <p>第39条 毎決算期の利益金は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議により、これを処分する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第40条 利益配当金は、毎決算期最終日の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録の株主に、これを支払う。</p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金は、支払開始の日から3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第49条 当社は、剰余金の配当は、株主総会の決議によりこれを行う。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第50条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第51条 配当金財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>